

第2回生活保護システム等標準化検討会 -事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2026/6/5



第2回生活保護システム等標準化検討会 次第

<日時・場所>

令和8年6月5日（金） 13:00～15:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 令和8年度の標準仕様書改定内容
2. 第8回全国意見照会の実施方針

III. 閉会

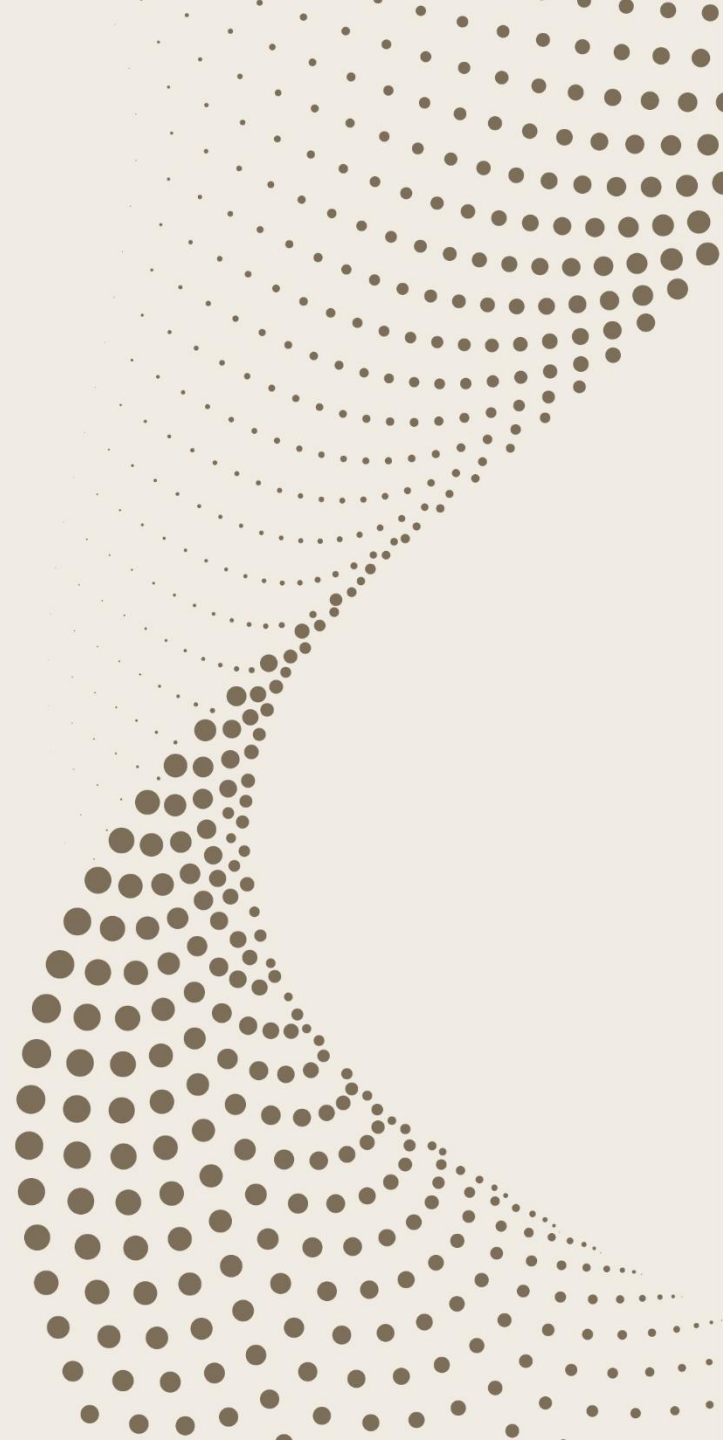
<配布資料>

資料1 第2回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料（本紙）

資料2 標準仕様書2.4版 改定案（機能要件・帳票詳細要件 等）

資料3 全国意見照会資料一式（回答票等）

1. 令和8年度の標準仕様書改定内容



1. 令和8年度の標準仕様書改定内容

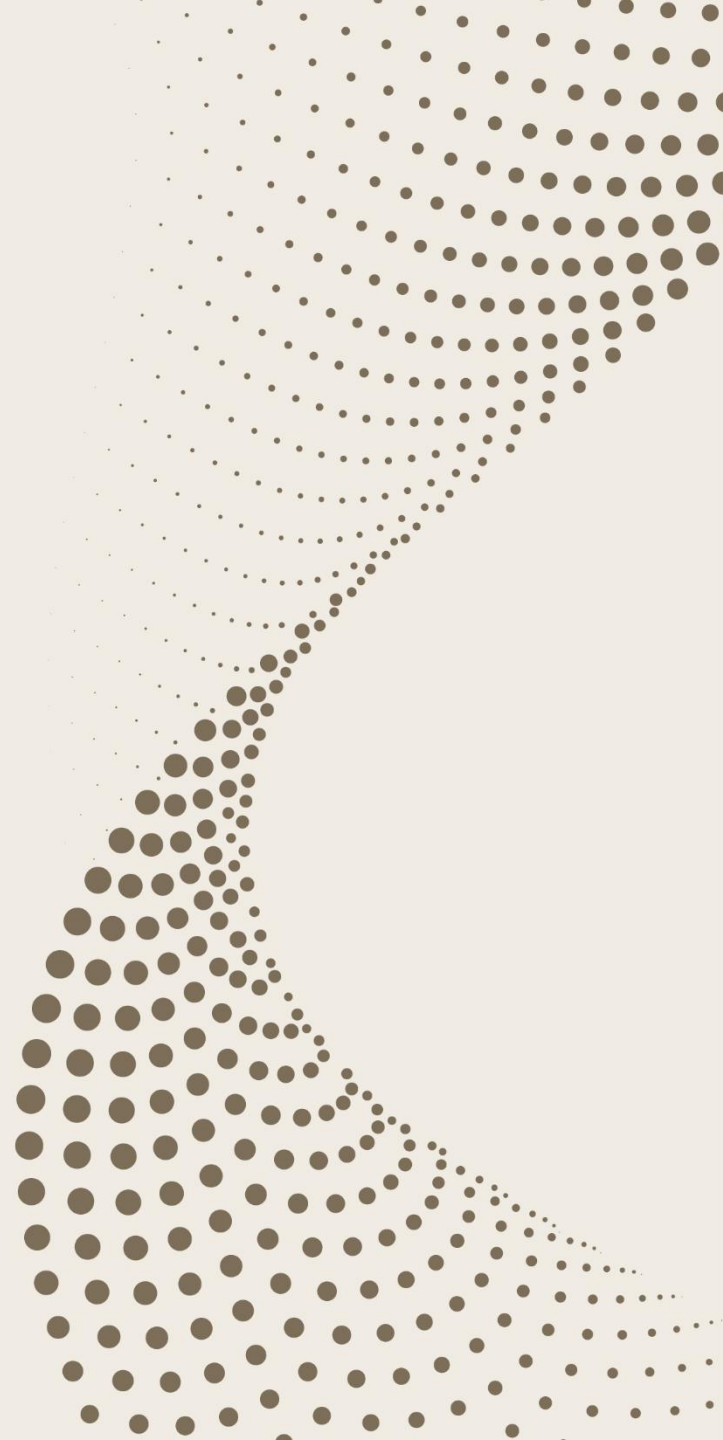
1.1. 令和8年度標準仕様書改定内容

- 令和8年8月末における標準仕様書2.4版の改定においては、標準化PMOツールで寄せられた意見への対応、正誤表で修正箇所を公表した内容の反映対応を行います。
- 一部経過措置に該当する機能（未実装機能・残存機能・未実装帳票・残存帳票）の標準オプション機能への変更および追加は、事務局内の整理・検討を行ったうえで令和9年1月末の標準仕様書2.5版で改定する想定です。

令和8年度標準仕様書 改定内容

改定内容 分類	標準仕様書2.4版（令和8年8月末）	標準仕様書2.5版（令和9年1月末）（※現時点の想定）
標準化PMOツールで受領した意見の反映	- 機能・帳票要件における機能要件、管理項目の表現の修正 - 帳票レイアウトにおけるシステム印字項目の位置の修正 - 帳票詳細要件におけるシステム印字項目の印字編集条件の変更	標準化PMOツールで受領した意見を踏まえて、改定の要否、改定内容の検討を事務局で行ったうえで、改定案を作成する想定
正誤表による修正箇所の反映	- 帳票レイアウト「戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）」の一部修正 - 保健指導情報に関する機能要件の表現の修正	※ 正誤表の公表は想定していない
一部機能の経過措置に関する改定	※ 一部機能の経過措置に該当する「未実装機能・未実装帳票」、「残存機能・残存帳票」について、事務局内の整理・検討を行うため、標準仕様書2.5版で対応する想定	「未実装機能・未実装帳票」については、「実装必須機能」として要件を維持する必要があるか検討し、その必要性が認められない場合には「標準オプション機能・標準オプション帳票」へ要件変更を行う想定 「残存機能・残存帳票」については、「実装不可機能」（ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む。）として要件を維持する必要があるかの検討を行い、その必要性が認められない場合には「標準オプション機能・標準オプション帳票」として要件を追加する想定
法制度改正に伴う改定	※ 標準仕様書2.4版で改版対応を行う法制度改正はない想定	※ 標準仕様書2.5版で改版対応を行う法制度改正はない想定

2.第8回全国意見照会の実施方針



- ## 全国意見照会における照会範囲

改定内容

標準化PMOツールで 受領した意見の反映

- 機能・帳票要件における機能要件、機能要件中の管理項目の表現の修正
- 帳票レイアウトにおけるシステム印字項目の位置の修正
- 帳票詳細要件におけるシステム印字項目の印字編集条件の変更

正誤表による 修正箇所の反映

- 帳票レイアウト「戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）」の一部修正
- 保健指導情報に関する機能要件の表現の修正

標準仕様書2.4版 改定内容（イメージ）

機能・帳票要件

[illegible]

帳票レイアウト

[illegible]

帳票詳細要件

[illegible]

2.2. 照会資料

- 今年度の全国意見照会では、事務連絡、生活保護システム標準仕様書2.4版（案）、回答様式、全国意見照会QA集を自治体に配布します。

資料名称・イメージ

資料概要

事務連絡



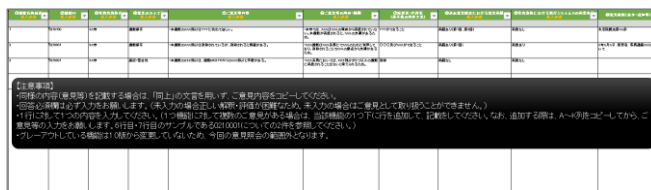
- 意見照会の目的、依頼事項、照会期間、提出方法、問い合わせ先等を記載した資料

意見対象



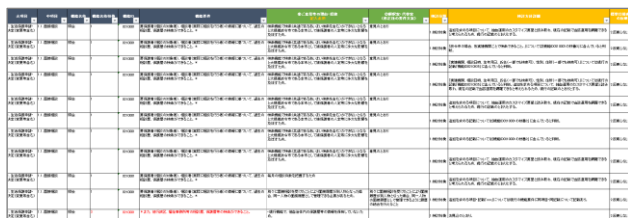
- 意見照会の対象となる資料
 - 生活保護システム標準仕様書2.4版（案）
（機能要件・帳票詳細要件 等）

回答様式



- 記入欄、記入方法等を整備した回答用の資料

全国意見照会 QA集



- 昨年度の全国意見照会で寄せられた意見・質問に対する回答集の資料

2.3. 照会方法・照会期間

- 今回の全国意見照会は約3週間の照会期間を設けて、調査・照会（一斉調査）システム上で資料を公開し、各都道府県を通じて全国の市区町村に意見照会を行います。



※ 意見照会の発出日は、現在の想定となります。

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。